



発 監 第 34 号

平成 31 年 2 月 4 日

琴浦町長 小松 弘明 様

琴浦町監査委員 山根 弘和



琴浦町監査委員 桑本 始



定期監査及び隨時監査報告書

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、平成 30 年度上半期分の定期監査と隨時監査を実施したので、同条第 11 項による監査委員の合議により、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

第 1 報告

1 監査の期間

平成 31 年 1 月 23 日(水)の 1 日間

2 監査の対象業務

地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査について、財務に関する事務の執行が適正且つ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」「事業進捗状況」を中心に適正、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

また、地方自治法第 199 条第 5 項に基づく隨時監査として、国県市町村連携協働及び民間企業、団体との連携協定等の状況について、各課から説明を聴取した。

3 監査の実施方法

定期監査実施対象機関は、建設課、農林水産課、農業委員会事務局の3機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

随時監査実施対象機関は、総務課、企画情報課、出納室、税務課、町民生活課、子育て健康課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設課、上下水道課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の16機関について、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

4 監査結果

全体としては、概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 注意事項

(1) 災害時の連携協定等

本町では、災害時における各種物資・資機材の提供、職員の相互派遣、避難所の提供を行う災害時の相互応援に関する協定(平成8年、鳥取県・県内市町村)や、建築物その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命、交通確保のための除去作業を行う応急対応業務に関する協定(平成20年、琴浦町建設業協議会)など、各分野で連携協働の取組を行っている。

現在、昨年の台風24号による災害復旧を行っているところであるが、今後、より円滑な災害復旧対応に向け、測量設計業務等も含めて、関係団体と協定を結ぶものはないか等の点検を行い、必要なものは支援の要請、協定の締結等を行われたい。

また、災害復旧業務について、マンパワーの確保、職員の技術力の習得・普及等、災害時の対応について、万全を期されたい。

6 指示事項

(1) 宿泊料及び航空賃

琴浦町職員等の旅費に関する条例「第6条第7項、宿泊料は旅行中の夜数に応じ1夜当たりの

定額により支給する。」「第19条第1項、宿泊料は宿泊先の区分に応じた別表の定額による。」【別表抜粋 宿泊料(1夜につき)県外10, 900円、県内9, 800円。】

「第6条第4項、航空賃は航空旅行について旅程に応じ旅客運賃により支給する。」「第16条、航空賃の額は支払った旅客運賃による。」と定められている。

さらに、琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例「第5条第1項、特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び移転料とし、内国旅行の旅費日額は別表第2、外国旅行の旅費の額は国家公務員の例による。」【別表第2抜粋 宿泊料(1夜につき)県外13, 100円、県内11, 800円、航空賃、運賃実費】と定められている。

1月22日の例月出納検査の際、支出関係書類の中に、定額を上回る宿泊料の支払事例が見受けられた。

宿泊料は、上記のとおり、各条例に基づき金額が定められている。過年度分も含めて、基準を上回る支払がないか点検し、上回るものについては超過部分を返還させるなど、是正措置を講じられたい。

また、航空賃は、上記のとおり、支払った運賃、運賃実費と条例で定められている。航空会社は各種割引運賃を設けており、旅行会社は航空運賃と宿泊のセット商品を提供している。

他の自治体の例も参考にして、割引運賃等の活用を含め、コスト意識を十分認識して、旅費の執行を行うよう取り組まれたい。